

(第2号議案 会則改訂に関する件)

休会規程の追加

第7条 [休会]

(1) 休会を希望する者は休会規程に則りその旨を県士会事務所に届けて休会することができる。

休会規程

(目的)

第1条 この規程は、宮城県言語聴覚士会（以下、県士会という）の会員及び会費に関する規程の第2章第5条（1）に記載された正会員の休会に関し定めることを目的とする。

(休会)

第2条 本会の会員で、海外留学、長期病気療養、出産・育児、介護等の理由により、会員としての活動ができない場合は、休会することができる。

2 休会中は会員としての身分は保留のままとする。

(休会期間)

第3条 休会期間は本会の事業年度（4月1日～翌3月31日）の単位とする。

2 休会期間は最大で5年間とし、連続的若しくは断続的にとることができる。ただし、特別な理由がある場合、理事会の承認を経て最大休会期間を延長することができる。

(休会申請)

第4条 休会しようとする会員は、所定の休会申請書に必要事項を記載のうえ、県士会事務所に提出し理事会において承認を得なければならない。

2 休会者が継続して次年度の休会を希望する場合は、前項と同様に休会申請書を県士会事務所に提出し理事会の承認を得なければならない。このとき第4条第3項(2)の規定は適用外とする。

3 休会申請には以下の条件を満たす必要がある。

(1) 休会しようとする年度の前年度の3月31日までに休会申請書を提出すること。

(2) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること。

(3) 休会しようとする年度の前年度までの休会期間が合計4年間を超えないこと。

4 第3条第2項のただし書きの規定により最大休会期間を延長しようとする者は、前項(3)の規定にかかわらず休会申請書に延長理由を明記のうえ、休会申請を行うことができる。

(権利等の制限)

第5条 休会期間中は、県士会会員としての次の各号の権利の行使を制限する。

(1) 県士会理事候補者選挙の選挙権及び被選挙権

(2) 総会での議決権

(3) 県士会が主催する研修会への会員扱いとしての参加

(4) 一部の県士会発行物の受取

(会員履歴の取り扱い)

第6条 休会期間は、正会員としての在籍年数に算入されない。

第7条 休会期間中は会費を免除とする。

(自動復会と休会期間中での復会)

第8条 休会者が次年度の休会申請書を3月31日までに県士会事務所に提出しない場合は、休会期間終了直後の4月1日に自動的に復会するものとする。

2 休会期間中での復会を希望する休会者は、当該年度の年会費納入し、県士会事務所に申し出なければならない

第9条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

付則1 この規程は、令和6年6月8日より施行する。